

芦屋市手数料条例新旧対照表（平成27年4月1日及び平成27年5月29日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係（表省略）				1 総務関係（表省略）			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～19	(省略)			1～19	(省略)		
20	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	20	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
21～24	(省略)			21～24	(省略)		
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係（表省略）				(1) 租税特別措置法関係（表省略）			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～	(省略)			1～	(省略)		

改正案				現 行			
24				24			
25	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき 160,000円	25	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき 160,000円
26 ～ 36	(省略)			26 ～ 36	(省略)		
37	建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円				
38 ～ 63	(省略)			37 ～ 62	(省略)		
64	建築物の確認済証、中間検査済証、完了検査済証等に関する証明書の交付又は建築計画概要書若しくは指定	建築物等に係る証明等手数料	1件につき 300円 (指定道路図の写しは、縮尺2,500分の1で日本工業規格A列4番の用紙1枚を1件と	63	建築物の確認済証、中間検査済証、完了検査済証等に関する証明書の交付又は建築計画概要書の写しの交付	建築物に係る証明等手数料	1件につき 300円

改正案				現行			
道路図の写しの交付		する。)					
(3) 屋外広告物関係 (表省略)				(3) 屋外広告物関係 (表省略)			
(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「品確法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価機関」という。)により、長期優良	1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画(以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。)

改正案				現 行			
			<p>住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。）以外である場合</p> <p>床面積の合計が200㎡以内のもの 55,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 126,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 203,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 411,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</p>				<p>以外である場合</p> <p>床面積の合計が200㎡以内のもの 55,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のもの 126,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のもの 203,000円</p> <p>1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 411,000円</p> <p>3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 720,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1,224,000円</p> <p>10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 2,260,000円</p> <p>20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,216,000円</p> <p>30,000㎡を超え</p>

改正案				現 行			
			<p>いて「評価方法基準適合計画」という。)で住戸の数が1である場合 床面積の合計が200m²以内のもの 20,000円 200m²を超えるもの 35,000円</p> <p>(4) 評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合 床面積の合計が500m²以内のもの 63,000円 500m²を超え1,000m²以内のもの 102,000円 1,000m²を超え3,000m²以内のもの 201,000円 3,000m²を超え5,000m²以内のもの 331,000円 5,000m²を超え1</p>				

改正案				現 行			
			<p>0,000m²以内のもの の 498,000円</p> <p>10,000m²を超え2 0,000m²以内のもの の 900,000円</p> <p>20,000m²を超え3 0,000m²以内のもの の 1,212,000円</p> <p>30,000m²を超え るもの 1,485,0 00円</p> <p>ロ～ニ (省略)</p>				<p>ロ～ニ (省略)</p>
2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>イ 1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200m²以内のもの 9,100円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 17,000円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 30,000円</p> <p>1,000m²を超え3,00</p>	2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>イ 1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200m²以内のもの 9,100円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 17,000円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 30,000円</p> <p>1,000m²を超え3,00</p>

改正案				現 行			
			0m ² 以内のもの 5 5,000円 3,000m ² を超え5,00 0m ² 以内のもの 8 6,000円 5,000m ² を超え10,0 00m ² 以内のもの 1 35,000円 10,000m ² を超え20, 000m ² 以内のもの 221,000円 20,000m ² を超え30, 000m ² 以内のもの 265,000円 30,000m ² を超える もの 310,000円 ロ (省略) ハ 長期優良住宅法				0m ² 以内のもの 5 5,000円 3,000m ² を超え5,00 0m ² 以内のもの 8 6,000円 5,000m ² を超え10,0 00m ² 以内のもの 1 35,000円 10,000m ² を超え20, 000m ² 以内のもの 221,000円 20,000m ² を超え30, 000m ² 以内のもの 265,000円 30,000m ² を超える もの 310,000円 ロ (省略)
			<u>第6条第1項第1号に</u> <u>係る変更がある場</u> <u>合(変更に係る長期</u> <u>優良住宅建築等計</u> <u>画が評価方法基準</u> <u>適合計画で住戸の</u> <u>数が1である場合)</u> においては、イに定				

改正案				現 行			
			<p>める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 3,400円</p> <p>200㎡を超えるもの 6,700円</p> <p>ニ 長期優良住宅法</p> <p>第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合)においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>500㎡以内のもの 35,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡</p>				

改正案				現 行			
			以内のもの 55,000円 1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの 11,000円 3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの 19,000円 5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの 30,000円 10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの 574,000円 20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの 807,000円 30,000m ² を超えるもの 1,000,000円 ホ～ト (省略)				ハ～ホ (省略)
3～5		(省略)		3～5		(省略)	
		(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係 (表省略)				(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係 (表省略)	
		(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (表省略)				(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (表省略)	
		(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (表省略)				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (表省略)	

改正案				現 行			
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係							
番号	事務	名称	金額				
1	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円				
4	消防関係 (表省略)			4	消防関係 (表省略)		
5	その他共通関係 (表省略)			5	その他共通関係 (表省略)		

芦屋市手数料条例新旧対照表（平成27年6月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係（表省略）				1 総務関係（表省略）			
2 民生関係（表省略）				2 民生関係（表省略）			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係（表省略）				(1) 租税特別措置法関係（表省略）			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの 1,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 19,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 31,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 43,000円	1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30㎡以内のもの 1,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 19,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 31,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 43,000円

改正案			現 行		
		<p>500m²を超え1,000m²以内のもの 68,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 93,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 221,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 338,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 609,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)</p> <p>当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた建</p>			<p>500m²を超え1,000m²以内のもの 68,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 93,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 221,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 338,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 609,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)</p> <p>当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた建</p>

改正案			現 行		
		<p>建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）</p> <p>当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規</p>			<p>建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）</p> <p>当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規</p>

改正案			現 行		
		<p>模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>			<p>模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>
		<p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、イに定める手数料のほか、当該昇降機1基につ</p>			<p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、イに定める手数料のほか、次項に掲げる手数料を納めなければならない。</p>
		<p>ハ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、イに定める手数料のほか、当該昇降機1基につ</p>			<p>ハ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、イに定める手数料のほか、当該昇降機1基につ</p>

改正案				現 行			
			き， <u>2の項</u> に掲げる手数料を納めなければならない。				き， <u>3の項</u> に掲げる手数料を納めなければならない。
				2	<u>建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を求め</u> <u>る事務</u>	構造計算適合性判定 依頼手数料	イ <u>同法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる判定を求め</u> <u>るものは，1件につき，次に定めるとおりとする。</u> <u>床面積の合計が</u> <u>1,000m²以内のもの</u> <u>115,000円</u> <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの</u> 13 <u>7,000円</u> <u>2,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> 1 <u>51,000円</u> <u>10,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> <u>191,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの</u> 323,000円 ロ <u>同法第20条第2号イに規定する国土</u>

改正案				現 行			
							<p>交通大臣が定めた方法による判定を定めるものは、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>床面積の合計が</p> <p><u>1,000m²以内のもの</u></p> <p><u>167,000円</u></p> <p><u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの</u> 21</p> <p><u>5,000円</u></p> <p><u>2,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> 2</p> <p><u>48,000円</u></p> <p><u>10,000m²を超え50,000m²以内のもの</u></p> <p><u>324,000円</u></p> <p><u>50,000m²を超えるもの</u> 590,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（大規模の修</p>

改正案				現 行			
							<p>繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。)</p> <p>当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積</p> <p>(2) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積</p>
2・3	(省略)			3・4	(省略)		
4	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を</p>	<p>建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料</p>	<p>イ 1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>床面積の合計が30m²以内のもの 14,000円</p> <p>30m²を超え100m²以内のもの 18,000円</p>	5	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を</p>	<p>建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料</p>	<p>イ 1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>床面積の合計が30m²以内のもの 14,000円</p> <p>30m²を超え100m²以内のもの 18,000円</p>

改正案			現 行		
除く。)		<p>100m²を超え200m²以内のもの 22,000円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 30,000円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 47,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 64,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 157,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 242,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 457,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定</p>	除く。)		<p>100m²を超え200m²以内のもの 22,000円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 30,000円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 47,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 64,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 157,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 242,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 457,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定</p>

改正案			現 行				
			し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。			し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。	
5	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又	建築設備完了検査申請手数料又は建築設備完了通知手数料	一の建築設備につき19,000円（小荷物専用昇降機については11,000円）	6	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又	建築設備完了検査申請手数料又は建築設備完了通知手数料	一の建築設備につき19,000円（小荷物専用昇降機については11,000円）

改正案				現 行			
	は同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）				は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）		
6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	工作物完了検査申請手数料又は工作物完了通知手数料	一の工作物につき 2,000円 1	7	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第14項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	工作物完了検査申請手数料又は工作物完了通知手数料	一の工作物につき 2,000円 1
7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m ² 以内のもの 1	8	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m ² 以内のもの 1

改正案			現 行		
は中間検査をした建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査		3,000円	は中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査		3,000円
		30m ² を超え100m ² 以内のもの 17,000円			30m ² を超え100m ² 以内のもの 17,000円
		100m ² を超え200m ² 以内のもの 21,000円			100m ² を超え200m ² 以内のもの 21,000円
		200m ² を超え500m ² 以内のもの 29,000円			200m ² を超え500m ² 以内のもの 29,000円
		500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 45,000円			500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 45,000円
		1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの 61,000円			1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの 61,000円
		2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの 147,000円			2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの 147,000円
		10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの 232,000円			10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの 232,000円
		50,000m ² を超えるもの 437,000円			50,000m ² を超えるもの 437,000円
		なお、床面積の合計は、建築物を建築した			なお、床面積の合計は、建築物を建築した

改正案				現 行			
			<p>場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>				<p>場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>
8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の2におい	中間検査済建築設備完了検査申請手数料又は中間検査済建築	一の建築設備につき 18,000円 (小荷物専用昇降機	9	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の2におい	中間検査済建築設備完了検査申請手数料又は中間検査済建築	一の建築設備につき 18,000円 (小荷物専用昇降機

改正案			現 行				
	て準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	設備完了通知手数料 (については11,000円)		て準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査	設備完了通知手数料 (については11,000円)		
9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料又は建築物特定工程終了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のもの 12,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 16,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 19,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 25,000円	10	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第17項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料又は建築物特定工程終了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のもの 12,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 16,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 19,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 25,000円

改正案			現 行		
		<p>円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 40,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 53,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 120,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 190,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 380,000円</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>			<p>円</p> <p>500m²を超え1,000m²以内のもの 40,000円</p> <p>1,000m²を超え2,000m²以内のもの 53,000円</p> <p>2,000m²を超え10,000m²以内のもの 120,000円</p> <p>10,000m²を超え50,000m²以内のもの 190,000円</p> <p>50,000m²を超えるもの 380,000円</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>

改正案				現 行			
10	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	建築設備中間検査申請手数料又は建築設備特定工程終了通知手数料	一の建築設備につき 15,000円 (小荷物専用昇降機については11,000円)	11	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項の特定工程終了の通知に対する審査	建築設備中間検査申請手数料又は建築設備特定工程終了通知手数料	一の建築設備につき 15,000円 (小荷物専用昇降機については11,000円)
11	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	工作物中間検査申請手数料又は工作物特定工程終了通知手数料	一の工作物につき 1 2,000円	12	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第17項の特定工程終了の通知に対する審査	工作物中間検査申請手数料又は工作物特定工程終了通知手数料	一の工作物につき 1 2,000円
12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円	13	建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査(同法	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき 120,000円

改正案				現 行			
	の規定に基づく仮使用の <u>認定</u> の申請に対する審査				<u>第7条第1項の規定による申請が受理された後の場合を除く。</u>)		
<u>13</u> ～ <u>36</u>	(省略)			<u>14</u> ～ <u>37</u>	(省略)		
<u>37</u>	<u>建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	<u>38</u>	<u>建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
<u>38</u>	<u>建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	<u>39</u>	<u>建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
<u>39</u> ～ <u>62</u>	(省略)			<u>40</u> ～ <u>63</u>	(省略)		

改正案				現 行			
63	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 第137条の16第1項第2号の規定に基づく建築基準法の適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査	建築基準法の適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円				
64	(省略)			64	(省略)		
(3) 屋外広告物関係 (表省略) (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				(3) 屋外広告物関係 (表省略) (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。）第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「品確法」とい	1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。）第5条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「品確法」とい

改正案				現 行			
			<p>う。) 第5条第1項の登録住宅性能評価機関 (以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価機関」という。) により, 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画 (以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。) 以外である場合</p> <p>床面積の合計が200m²以内のもの 55,000円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 12</p>				<p>う。) 第5条第1項の登録住宅性能評価機関 (以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価機関」という。) により, 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合すると認められた計画 (以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期使用構造等適合計画」という。) 以外である場合</p> <p>床面積の合計が200m²以内のもの 55,000円</p> <p>200m²を超え500m²以内のもの 12</p>

改正案				現 行			
			6,000円 500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 203,000円 1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの 411,000円 3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの 720,000円 5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの の 1,224,000円 10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの の 2,260,000円 20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの の 3,216,000円 30,000m ² を超えるもの の 3,961,000円 (2) (省略) (3) 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評				6,000円 500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 203,000円 1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの 411,000円 3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの 720,000円 5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの の 1,224,000円 10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの の 2,260,000円 20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの の 3,216,000円 30,000m ² を超えるもの の 3,961,000円 (2) (省略) (3) 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評

改正案				現 行			
			<p>価方法基準（市長が定めるものに限る。）に適合すると認められた住宅に係る計画</p> <p>（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価方法基準適合計画」という。）で住戸の数が1である場合</p> <p>床面積の合計が200m²以内のもの</p> <p>20,000円</p> <p>200m²を超えるもの 35,000円</p> <p>(4) 評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合</p> <p>床面積の合計が500m²以内のもの</p> <p>63,000円</p> <p>500m²を超え1,00</p>				<p>価方法基準（市長が定めるものに限る。）に適合すると認められた住宅に係る計画</p> <p>（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「評価方法基準適合計画」という。）で住戸の数が1である場合</p> <p>床面積の合計が200m²以内のもの</p> <p>20,000円</p> <p>200m²を超えるもの 35,000円</p> <p>(4) 評価方法基準適合計画で住戸の数が2以上である場合</p> <p>床面積の合計が500m²以内のもの</p> <p>63,000円</p> <p>500m²を超え1,00</p>

改正案				現 行			
			<p>0m²以内のもの 102,000円 1,000m²を超え3,000m²以内のもの 201,000円 3,000m²を超え5,000m²以内のもの 331,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの 498,000円 10,000m²を超え20,000m²以内のもの 900,000円 20,000m²を超え30,000m²以内のもの 1,212,000円 30,000m²を超えるもの 1,485,000円</p> <p>ロ 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イに定める手数料のほか、(2)建築基準法</p>				<p>0m²以内のもの 102,000円 1,000m²を超え3,000m²以内のもの 201,000円 3,000m²を超え5,000m²以内のもの 331,000円 5,000m²を超え10,000m²以内のもの 498,000円 10,000m²を超え20,000m²以内のもの 900,000円 20,000m²を超え30,000m²以内のもの 1,212,000円 30,000m²を超えるもの 1,485,000円</p> <p>ロ 長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がある場合においては、イに定める手数料のほか、(2)建築基準法</p>

改正案				現 行			
			関係の表1の項に掲げる手数料を納めなければならない。				関係の表1の項に掲げる手数料（同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下（4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（以下（4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「地方消費税額」という。）の合

改正案				現 行			
			ハ・ニ (省略)				計額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を納めなければならない。 ハ・ニ (省略)
2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 変更に係る部分の床面積の合計が 200m ² 以内のもの 9,100円 200m ² を超え500m ² 以内のもの 17,000円 500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 30,000円 1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの 55,000円 3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの 86,000円 5,000m ² を超え10,0	2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 変更に係る部分の床面積の合計が 200m ² 以内のもの 9,100円 200m ² を超え500m ² 以内のもの 17,000円 500m ² を超え1,000m ² 以内のもの 30,000円 1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの 55,000円 3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの 86,000円 5,000m ² を超え10,0

改正案				現 行			
			<p>00m²以内のもの 1 35,000円</p> <p>10,000m²を超え20, 000m²以内のもの 221,000円</p> <p>20,000m²を超え30, 000m²以内のもの 265,000円</p> <p>30,000m²を超える もの 310,000円</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>へ 長期優良住宅法 第6条第2項に規定 する申出がある場 合においては、イに 定める手数料のほ か、(2)建築基準法 関係の表1の項に掲 げる手数料を納め なければならない。</p>				<p>00m²以内のもの 1 35,000円</p> <p>10,000m²を超え20, 000m²以内のもの 221,000円</p> <p>20,000m²を超え30, 000m²以内のもの 265,000円</p> <p>30,000m²を超える もの 310,000円</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>へ 長期優良住宅法 第6条第2項に規定 する申出がある場 合においては、イに 定める手数料のほ か、(2)建築基準法 関係の表1の項に掲 げる手数料 <u>(同表2 の項に掲げる手数 料を併せて納める 場合の当該手数料 については、当該金 額並びに消費税額 及び地方消費税額 の合計額 (1円未満</u></p>

改正案				現 行			
			ト (省略)				の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)を納めなければならない。
3～5	(省略)			3～5	(省略)		
(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係				(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）による計画の通知に係る建築物の確認の申請に対する審査	特定建築物の計画通知に係る確認申請手数料	(2) 建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料を納めなければならない。	1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）による計画の通知に係る建築物の確認の申請に対する審査	特定建築物の計画通知に係る確認申請手数料	(2) 建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料（同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納めなければならない。

改正案				現 行			
(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (表省略)				(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (表省略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。)が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸(以下(7)都市の低炭素化の促進に關す	1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。)が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸(以下(7)都市の低炭素化の促進に關す

改正案				現 行			
			<p>る法律関係の表 において「住戸 等」という。)に 係る新築等計画 である場合 床面積の合計が 150㎡以内のもの 7,300円 150㎡を超え400㎡ 以内のもの 13, 000円 400㎡を超え800㎡ 以内のもの 23, 000円 800㎡を超え2,10 0㎡以内のもの 50,000円 2,100㎡を超え4, 100㎡以内のもの 70,000円 4,100㎡を超え8, 300㎡以内のもの 109,000円 8,300㎡を超え1 6,500㎡以内のも の 174,000円</p>				<p>る法律関係の表 において「住戸 等」という。)に 係る新築等計画 である場合 床面積の合計が 150㎡以内のもの 7,300円 150㎡を超え400㎡ 以内のもの 13, 000円 400㎡を超え800㎡ 以内のもの 23, 000円 800㎡を超え2,10 0㎡以内のもの 50,000円 2,100㎡を超え4, 100㎡以内のもの 70,000円 4,100㎡を超え8, 300㎡以内のもの 109,000円 8,300㎡を超え1 6,500㎡以内のも の 174,000円</p>

改正案				現 行			
			<p>16,500m²を超え24,750m²以内のもの 211,000円</p> <p>24,750m²を超えるもの 252,000円</p> <p>(2) 共用部分（共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において同じ。）に係る新築等計画である場合床面積の合計が300m²以内のもの 13,000円</p> <p>300m²を超え2,000m²以内のもの 37,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 109,000円</p>				<p>16,500m²を超え24,750m²以内のもの 211,000円</p> <p>24,750m²を超えるもの 252,000円</p> <p>(2) 共用部分（共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において同じ。）に係る新築等計画である場合床面積の合計が300m²以内のもの 13,000円</p> <p>300m²を超え2,000m²以内のもの 37,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 109,000円</p>

改正案				現 行			
			5,000m ² を超え1 0,000m ² 以内のも の 162,000円 10,000m ² を超え2 5,000m ² 以内のも の 211,000円 25,000m ² を超え るもの 285,000 円 (3) 非住宅部分 (住戸等の部分 及び共用部分以 外の部分をいう。 以下(7)都市の低 炭素化の促進に 関する法律関係 の表において同 じ。)に係る新築 等計画である場 合 床面積の合計が 300m ² 以内のもの 13,000円 300m ² を超え2,00 0m ² 以内のもの 37,000円				5,000m ² を超え1 0,000m ² 以内のも の 162,000円 10,000m ² を超え2 5,000m ² 以内のも の 211,000円 25,000m ² を超え るもの 285,000 円 (3) 非住宅部分 (住戸等の部分 及び共用部分以 外の部分をいう。 以下(7)都市の低 炭素化の促進に 関する法律関係 の表において同 じ。)に係る新築 等計画である場 合 床面積の合計が 300m ² 以内のもの 13,000円 300m ² を超え2,00 0m ² 以内のもの 37,000円

改正案				現 行			
			<p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 109,000円</p> <p>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 162,000円</p> <p>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 211,000円</p> <p>25,000m²を超えるもの 285,000円</p> <p>ロ 適合証が添付されていない場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住戸等の部分に係る新築等計画である場合 床面積の合計が150m²以内のもの 40,000円</p> <p>150m²を超え400m²以内のもの 80,000円</p> <p>400m²を超え800m²</p>				<p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 109,000円</p> <p>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 162,000円</p> <p>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 211,000円</p> <p>25,000m²を超えるもの 285,000円</p> <p>ロ 適合証が添付されていない場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住戸等の部分に係る新築等計画である場合 床面積の合計が150m²以内のもの 40,000円</p> <p>150m²を超え400m²以内のもの 80,000円</p> <p>400m²を超え800m²</p>

改正案				現 行			
			<p>以内のもの 11 3,000円</p> <p>800m²を超え2,10 0m²以内のもの 172,000円</p> <p>2,100m²を超え4, 100m²以内のもの 239,000円</p> <p>4,100m²を超え8, 300m²以内のもの 334,000円</p> <p>8,300m²を超え1 6,500m²以内のも の 457,000円</p> <p>16,500m²を超え2 4,750m²以内のも の 590,000円</p> <p>24,750m²を超え るもの 716,000 円</p> <p>(2) 共用部分に係 る新築等計画で ある場合 床面積の合計が 300m²以内のもの 124,000円</p>				<p>以内のもの 11 3,000円</p> <p>800m²を超え2,10 0m²以内のもの 172,000円</p> <p>2,100m²を超え4, 100m²以内のもの 239,000円</p> <p>4,100m²を超え8, 300m²以内のもの 334,000円</p> <p>8,300m²を超え1 6,500m²以内のも の 457,000円</p> <p>16,500m²を超え2 4,750m²以内のも の 590,000円</p> <p>24,750m²を超え るもの 716,000 円</p> <p>(2) 共用部分に係 る新築等計画で ある場合 床面積の合計が 300m²以内のもの 124,000円</p>

改正案				現 行			
			<p>300m²を超え2,000m²以内のもの 208,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 333,000円</p> <p>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 422,000円</p> <p>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 513,000円</p> <p>25,000m²を超えるもの 621,000円</p> <p>(3) 非住宅部分に係る新築等計画である場合 床面積の合計が300m²以内のもの 272,000円</p> <p>300m²を超え2,000m²以内のもの 436,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの</p>				<p>300m²を超え2,000m²以内のもの 208,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 333,000円</p> <p>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 422,000円</p> <p>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 513,000円</p> <p>25,000m²を超えるもの 621,000円</p> <p>(3) 非住宅部分に係る新築等計画である場合 床面積の合計が300m²以内のもの 272,000円</p> <p>300m²を超え2,000m²以内のもの 436,000円</p> <p>2,000m²を超え5,000m²以内のもの</p>

改正案				現 行			
			<p>631,000円 5,000m²を超え1 0,000m²以内のも の 769,000円 10,000m²を超え2 5,000m²以内のも の 915,000円 25,000m²を超え るもの 1,069,0 00円</p> <p>ハ エコまち法第54 条第2項に規定する 申出がある場合に おいては、イ又はロ に定める手数料の ほか、(2)建築基準 法関係の表1の項に 掲げる手数料を納 めなければならない。 い。</p>				<p>631,000円 5,000m²を超え1 0,000m²以内のも の 769,000円 10,000m²を超え2 5,000m²以内のも の 915,000円 25,000m²を超え るもの 1,069,0 00円</p> <p>ハ エコまち法第54 条第2項に規定する 申出がある場合に おいては、イ又はロ に定める手数料の ほか、(2)建築基準 法関係の表1の項に 掲げる手数料(同表 2の項に掲げる手数 料を併せて納める 場合の当該手数料 については、当該金 額並びにその額に 消費税法第29条に 規定する税率を乗 じて得た額及び当</p>

改正案				現 行			
							<u>該乗じて得た額に 地方税法第72条の8 3に規定する税率を 乗じて得た額の合 計額（1円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てる。） とする。）を納めな ければならない。</u>
2・3	(省略)			2・3	(省略)		
	(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (表省略)				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (表省略)		
	4 消防関係 (表省略)				4 消防関係 (表省略)		
	5 その他共通関係 (表省略)				5 その他共通関係 (表省略)		

構造計算適合性判定制度の見直しに伴う建築確認申請手続の変更概要

構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改め、建築主が審査者や申請時期を選択できるようにする。

<参考> 構造計算適合性判定制度の見直しの全体フレームについて

